

令和3年度 第1回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会

1. 開催日時： 令和4年1月24日（月）14:00～16:00
2. 場 所： Web 開催（Cisco Webex による）
3. 主要議題： LP ガス販売事業者用保安教育指針 KHKS1701 の改正について

コロナ感染防止の観点から、オブザーバーとしての出席は、web 会議システムを利用した web 参加のみとさせていただきます。オブザーバー出席を希望される方は、会社名、部署名、役職名、氏名、電話番号を必ず明記のうえ、令和4年1月19日（水）までに下記連絡先までに、e-mailにてご登録下さい。（ご登録頂いた情報は、当分科会の運営（連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用いたします。）ご登録後、令和4年1月21日（金）を目途に、web 参加用の URL を送付させていただきます。

また、分科会に参加する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとして出席を希望される方はご留意いただきますようお願いいたします。

本件担当：高圧ガス保安協会液化石油ガス部 林
〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
TEL：03-3436-6108
FAX：03-3438-4163
E-mail：lpg@khk.or.jp

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。